

【目次】

1. 研修会・セミナー
2. 産業保健トピックス
3. 産業保健相談員アラカルト
4. センターからのご案内
5. 編集後記

【1】研修会・セミナー

研修会・セミナーの詳細は、「実施予定の研修」をご覧ください。
<https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar#schedule-seminar>

【申込期間中の研修】

申込みは、各研修の申込フォームからお申し込みください。

☆再掲！

< 2月 >

- 2月 6日（木）生活習慣病対策～心臓病のリスク
- 2月 7日（金）化学物質規制の見直しについて～自律的な管理へ⑤～
- 2月13日（木）産業医を対象としたメンタルヘルスへの関わり方について
～ストレスチェック制度のあらましと長時間労働者、高ストレス者に対する

面接指導～

- 2月17日（月）両立支援コーディネーター事例検討会「メンタル不調者の支援」・交流会
- 2月21日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ：1期4回> 2期-3回目

< 3月 >

- 3月 7日（金）産業カウンセリング研修～職場におけるカウンセリングの技法を学ぶ～
< 2期シリーズ：1期4回> 2期-4回目

【2】産業保健トピックス

◇ 令和7年度全国安全週間のスローガンを募集します（厚生労働省）

◇ 「いのちのセーフティフォーラム2025」の開催のお知らせ（山梨県）

詳細は、ホームページの「新着情報」をご覧ください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/topics>

【3】産業保健相談員アラカルト

『有機溶剤の働きと危険有害性防止対策』

労働衛生工学担当 望月明彦

映画「はたらく細胞」が話題になっています。未見ですが、原作漫画を絵本化した作品は実写化以前に手にしていました。専門書を読んでも難解なヒトの細胞の“働き”をコンパクトに表現していて楽しめました。

私が専門としている化学物質たちにももちろんそれぞれの優れた“働き”があります。例えば、有機溶剤と総称される化学物質の働きとしては、まず、揮発性の高さが挙げられます。塗料の溶媒として使用した場合、水に比べて製品の乾燥速度が高まるということです。また、有機溶剤を何種類か混ぜ合わせた‘シンナー’は、乾燥速度を自在に変えられます。冬場には速乾性を高めたり、逆に夏場は早く乾き過ぎると白化して割れたりするの遅乾性とすることが出来ます。骨格が炭素であるので炭素同士で手を結んで種々の化合

物を製造し、また置換基を組み合わせてより汎用性の高い多種類の化合物の製造が可能です。金属、木工品、プラスチックなど広範囲の素材に対応可能です。表面張力が小さく、粘度も低い物も多いので、広がりやすく塗り易く作業ができるものとなっています。これらの特徴と働きにより、有機溶剤は製造業を中心に各方面に活用されています。と同時に、リスクとして取り扱いを誤ると危険及び健康障害を及ぼすこともあります。まず、最も心配される事象は引火・爆発の危険性です。有機溶剤は引火性液体が多く、更に現場には、着火源である火花の発生の可能性が高く、季節により静電気が溜まり易くなっています。

人体に及ぼす影響としては、呼吸器及び皮膚等から人体に侵入して、中枢神経系に作用します。短時間で、めまい・頭痛等を起こしやすくなります。低濃度でも長期間吸入し続けると、脂肪を多く含む標的臓器に集中し、また神経系や造血臓器にも作用して慢性障害に結び付く恐れがあります。働く細胞の悲鳴が聞こえて来るようです。

対策としては、

- ①引火性液体が多いので、着火源をなくすることが大切です。具体的には冬場の静電気防止、防爆型設備の設置などです。また、有機溶剤蒸気を漏洩させないような密閉化措置を始めとする設備対策も必要となります。
- ②拡散防止対策として、塗装ブースのような濃度を低減化するための換気設備の設置が必要となります。
- ③それを補完する対策として、防毒マスクのような呼吸用保護具、手及び眼の保護具も重要です。

映画「はたらく細胞」によると、節度ある暮らしの娘と怠惰な生活を送る父親とでは、同じ力を持つ細胞でもその“働き”に大きな差異が生じるという表現がされているようです。化合物を扱う我々も、その特性を理解して相応しい対応をすることが“働く”ヒトとして求められています。

【4】センターからのご案内

★メンタル不調の労働者・復職支援に困りごとはありませんか★

センターでは、「メンタルヘルス対策支援」として、心の健康問題で休業した方の復職支援について、職場における復職の流れを明確にするための「復職支援プログラム」の作成を支援しております。

加えて、令和6年度より「治療と仕事の両立支援」メニューの「個別調整支援」の対象が広がり、メンタル不調による休職から職場復帰する個別労働者の「復職支援プラン」の作成もサポートしております。

なお、「個別調整支援」のお申し込みは、ご本人・事業者、双方から「同意書」の提出をもってお受けするメニューです。「休職者から復職の相談があったがどのように進めたらよいか」「体調がよくなってきたので復帰したい。」など、事業所・労働者ご本人・ご家族、どなたからでも相談をお受けします。センターにお電話いただき、「両立支援について」とお伝えください。

下記お問い合わせフォームから、メールでのご相談もお受けします。

★ご相談・ご質問の受付★

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料となっておりますので、お気軽にご連絡ください。

<https://www.yamanashi.s.johas.go.jp/consultation/1170>

【5】編集後記

希望に満ちた年明けから早いもので1か月が経とうとしています。

2025年元旦は晴天に恵まれ、穏やかな年明けとなりました。私が住んでいる地域では、元旦に神社境内で新年互例会を行い、参加者全員で朝日を拝みさらに神殿に向かってお詣りするという習慣があります。皆で豊作祈願と無病息災を願い、個人的には今年の目標として、健康保持増進と断捨離を誓ってきました。

皆様は、新しい年にどのようなことを願われましたでしょうか。

さて、1月27日、厚生労働省では諮問機関である労働政策審議会の答申を得て労働安全衛生法の法律案を今通常国会に提出する予定と発表されました。

改正案の主な内容としましては、①個人事業者等に対する安全衛生対策、②ストレスチェックの実施義務を全事業場に拡大、③高年齢者の労働災害防止対策、などが掲げられています。

当センターにおきましては、それらに関連したストレスチェック実施支援等メンタルヘルス対策や高齢者等転倒・腰痛予防のための出張支援など産業保健サービスの提供、情報発信など取り組んでいますので、ご活用いただきますようお願いいたします。（小林）

<参考>

◎厚生労働省HP【令和7年1月27日付けプレスリリース】
「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案要綱」の諮問及び答申について
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00021.html

○厚生労働省HP【令和7年1月17日付けプレスリリース】
労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」を公表します
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00020.html

配信の解除をご希望の方は、「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構
山梨産業保健総合支援センター

【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階

【TEL】 055(220)7020 【FAX】 055(220)7021

【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
